

柏崎市上下水道局

令和8（2026）年度 水質検査計画

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道の水質管理に欠かせない検査です。上下水道局では『お客様に安全でおいしい水道水』をお使いいただけるよう水質検査計画を策定し、これまで行ってきました検査結果と併せ、お知らせします。



水質検査計画は、水質検査の適正化と透明性を確保するために、検査項目等を定めたものです。

計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目及び検査頻度
- 6 水質検査方法
- 7 臨時の水質検査
- 8 水質検査の公表
- 9 水質検査の精度と信頼性保証
- 10 関係者との連携

1 基本方針

お客さまに供給する水が給水栓において、水道法に規定された水質基準に適合し安全であることを確認するため、定期に行う水質検査及びダム水源、浄水場着水井について水質検査計画を策定し、計画的に検査を行います。

(1) 検査地点

浄水場などの配水系統を代表する17箇所の給水栓（蛇口）で行います。また、各浄水場の入口（原水）でも検査を行います。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている基準項目及び水質管理上必要と判断した項目について行います。

(3) 検査頻度

水道水の安全性及び性状確認のため、水道法に基づく基本の頻度で行います。

(4) 水質検査機関

国土交通大臣及び環境大臣の登録機関へ検査の実施を委託します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

区 分	柏崎地区 上水道 (刈羽地区含む)	谷根地区 上水道	高柳地区 上水道	油田地区 上水道
給水人口（人）	78,456	157	1,003	80
計画一日最大給水量（m ³ /日）	94,711	200	1,300	108
一日平均配水量（m ³ ）	31,666	54	602	28

・給水人口及び一日平均配水量は、令和6（2024）年度の実績です。
・谷根、高柳、油田地区は、旧簡易水道区域です。



谷根ダム 永橋沢

(2) 施設概要

ア 貯水施設

ダム名	赤岩ダム	谷根ダム	川内ダム
河川名	二級河川谷根川	二級河川谷根川	二級河川前川
目的	利水専用ダム (上水道)	利水専用ダム (上水道)	利水専用ダム (上水道)
しゅん工年月	1989年3月	1973年10月	1938年3月 2014年3月改良
ダム型式	重力式コンクリートダム	重力式コンクリートダム	フィルダム
ダムの高さ (m)	76.5	54.0	25.5
堤頂の長さ (m)	212.0	161.0	128.0
有効貯水容量 (m ³)	3,550,000	1,300,000	265,000
常時満水位 (m)	WL. 235.5	WL. 161.8	WL. 63.2
最大取水量 (m ³ /日)	33,600	49,500	6,000

柏崎市の水道専用ダム



赤岩ダム



谷根ダム



川内ダム

イ 浄水施設

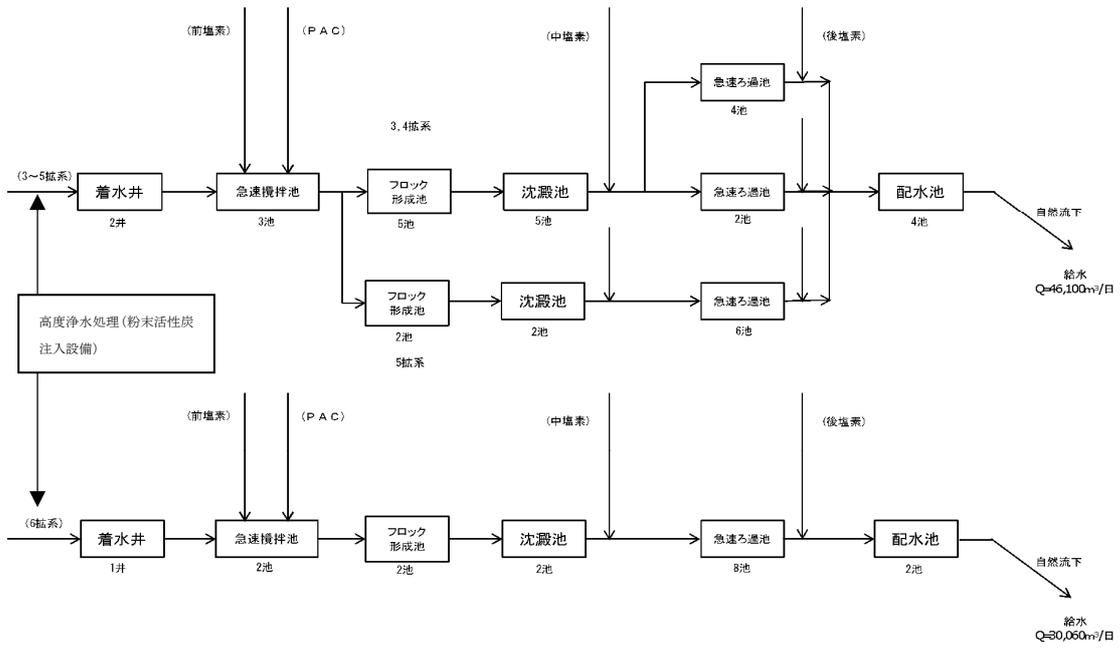
(ア) 柏崎地区

a 赤坂山浄水場



所在地	新赤坂一丁目1番62号
原水の種類	赤岩・谷根ダム
計画浄水量(m ³ /日)	76,160
粉末活性炭注入設備	粉末活性炭
沈澱池方式	横流式 傾斜板式
ろ過方式	急速ろ過 (重力式) (ハーデンジ型)
薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム

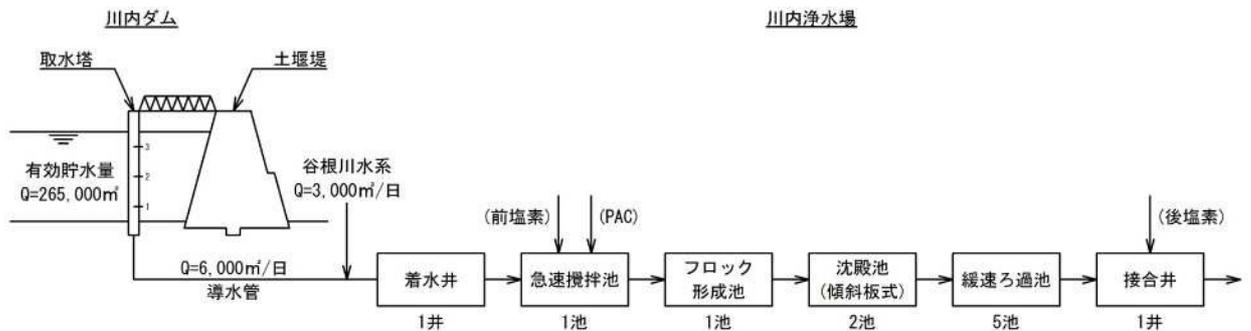
赤坂山浄水場



b 川内浄水場



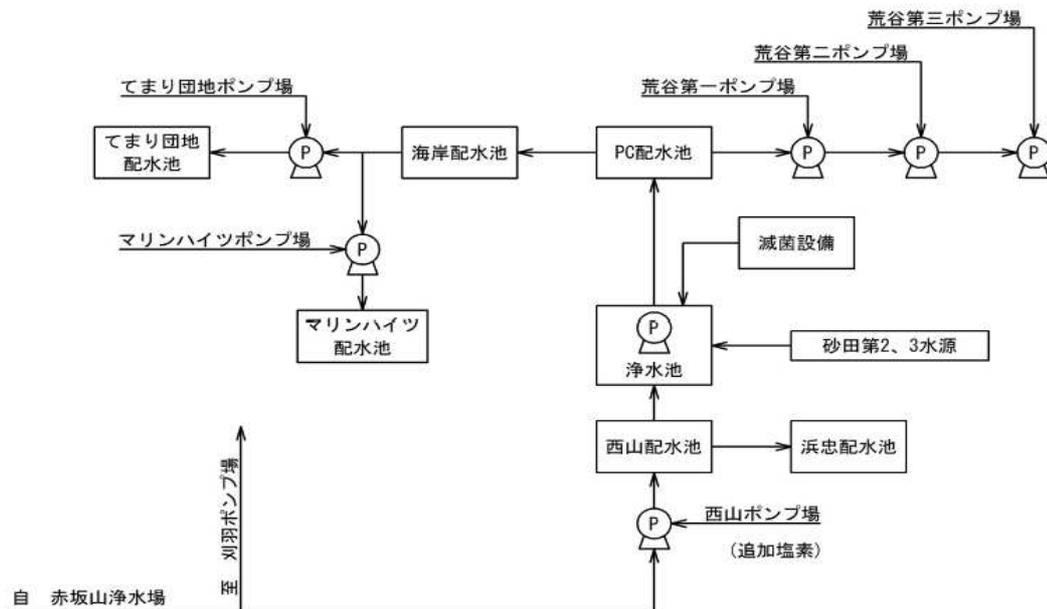
所在地	大字鯨波 781 番地
原水の種類	川内ダム
計画浄水量(m ³ /日)	9,000
沈殿池方式	傾斜板式
ろ過方式	緩速ろ過 (重力式)
薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム



c 砂田浄水場



所在地	西山町別山 5506-3
原水の種類	浅井戸
計画浄水量(m ³ /日)	1,460
薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム



(イ) 谷根地区、高柳地区、石黒地区

a 谷根浄水場

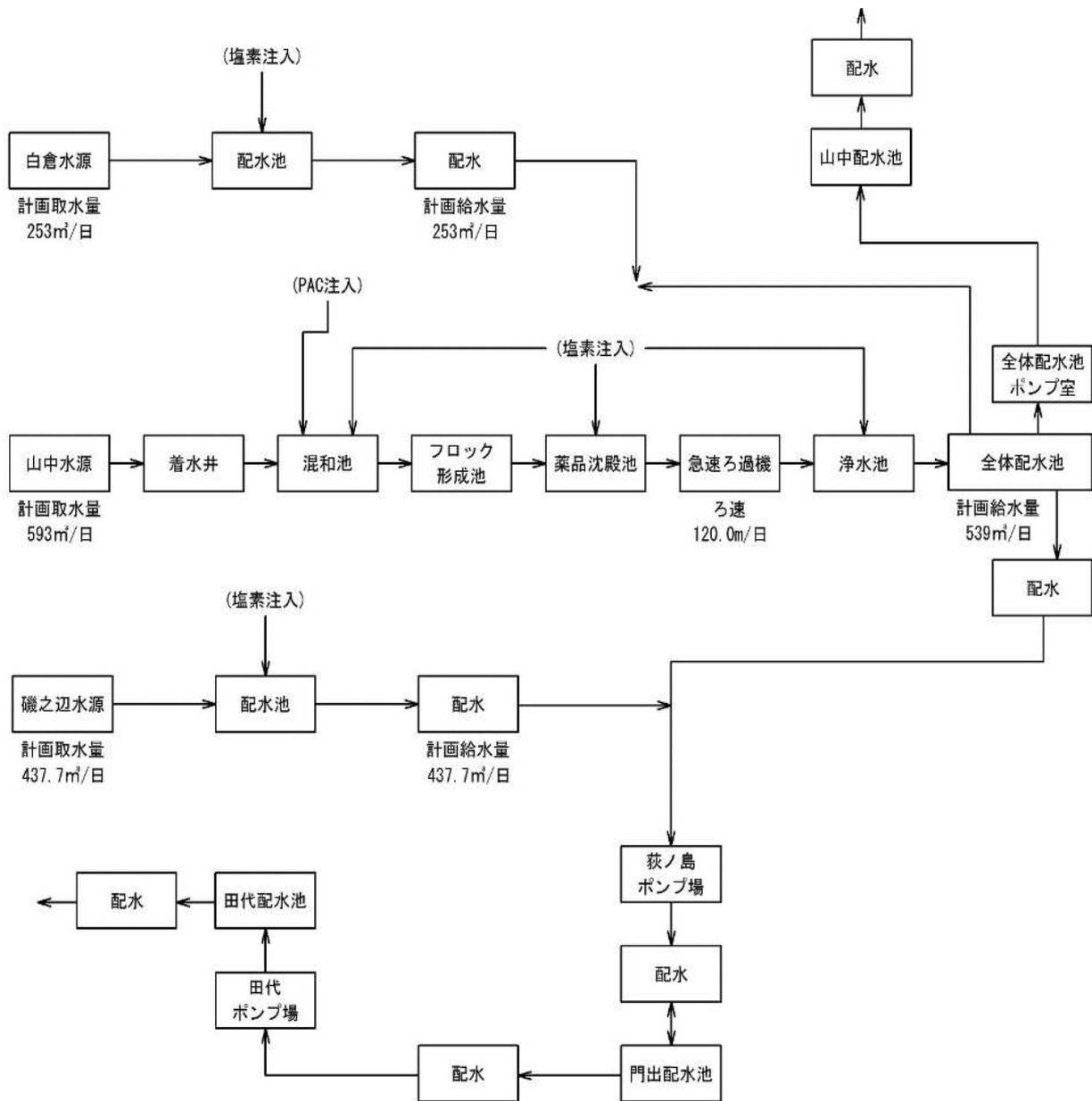


所在地	大字谷根字入山 2007-1
原水の種類	赤岩ダム
計画浄水量 (m ³ /日)	192
沈澱池方式	横流式沈澱池 傾斜板式
ろ過方式	急速ろ過
薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム

b 高柳町浄水場



所在地	高柳町山中 3347-1
原水の種類	湧水
計画浄水量 (m^3 /日)	1229.7
沈澱池方式	横流式沈澱池
ろ過方式	圧力式急速ろ過
薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム



c 石黒地区 大野配水池



所在地	高柳町石黒字雪積 5085-1. 高柳町石黒字源蔵 3279-1
原水の種類	湧水
計画浄水量 (m ³ /日)	70.04
沈澱池方式	
ろ過方式	
薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム

(ウ) 油田地区 (油田浄水場)

浄水場名	油田地区水道 (油田浄水場)	沈澱池方式	薬品沈澱池 傾斜板式
所在地	刈羽村油田 3223	ろ過方式	急速ろ過
原水の種類	地下水	薬品注入設備	次亜塩素酸ナトリウム ポリ塩化アルミニウム 苛性ソーダ
計画浄水量 (m ³ /日)	108		

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

(1) ダムの水質状況

水道専用ダムであり、赤岩・谷根ダムの集水域は市有地として確保し、水質保全に万全を期しており、水質はおおむね良好な状態です。

汚染要因及び水質管理上注目しなければならない項目を以下の表に示します。

	赤岩ダム	谷根ダム	川内ダム
原水の汚染要因	<ul style="list-style-type: none"> 富栄養化の進行 障害生物（植物プランクトン）発生 	<ul style="list-style-type: none"> 富栄養化の進行 障害生物（植物プランクトン）発生 	<ul style="list-style-type: none"> 富栄養化の進行 障害生物（植物プランクトン）発生 降雨等による濁水発生
水質管理上注目のべき項目	<ul style="list-style-type: none"> pH値 濁度 臭気物質 窒素、リン 	<ul style="list-style-type: none"> pH値 濁度 臭気物質 窒素、リン 	<ul style="list-style-type: none"> pH値 濁度 窒素、リン 溶存酸素量（DO）

上記項目に注目し、春から秋にかけて赤岩・谷根・川内ダム水源の水質調査を行います。（窒素、リンについては、3年に1回）

- (2) 砂田浄水場の原水水質状況
地下水で水量、水質ともに比較的安定しています。
- (3) 谷根浄水場の原水水質状況
赤岩ダムからの取水で、水質はおおむね良好な状態です。
- (4) 高柳町浄水場の原水水質状況
白倉水源、磯之辺水源、山中水源の三箇所の湧水です。
白倉、磯之辺は標高の高い山峡に位置し、年間を通じて水質の変動も少なく良質な水ですが、山中については鉄、マンガンを多く含み色度、濁度が比較的高い状況にあります。
- (5) 石黒地区の原水水質状況
標高の高い所にある湧水で、水質の変動も少ない良質な水です。
- (6) 油田浄水場の原水水質状況
地下水で水量、水質ともに比較的安定しています。
- (7) 浄水の水質状況 「水質検査結果表 参照（16～17ページ）」
浄水場では、原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を徹底して行っています。水道水は、これまでの検査結果から、水質基準を十分満足しており、安全で良質な水です。



高度浄水処理施設

4 検査地点

(1) 給水栓水

浄水場配水系統ごとに、1箇所以上の検査地点を確保できるように、市内15箇所及び刈羽村2箇所を設定しました。また、水道法に基づく1日1回行う検査は、各配水系統で13箇所及び刈羽村2箇所を設定しました。

給水栓水（蛇口）検査場所

No.	配水系統	定期検査地点	毎日検査地点
1	荒浜配水池	椎谷地内	椎谷地内（個人宅）
2	飯寺配水池	曾地地内	曾地地内（自動水質計）
3	長鳥配水池	西長鳥地内	西長鳥地内（自動水質計）
4	大沢配水池	山室地内	山室地内（個人宅）
5	佐水配水池	野田地内	野田地内（自動水質計）
6	赤坂山配水池	鏡町地内	
7	川内浄水場	鯨波二丁目地内	
8	上輪配水池	米山町地内	米山町地内（自動水質計）
9	谷根配水池	谷根地内	谷根地内（自動水質計）
10	西山配水池	妙法寺地内	妙法寺地内（個人宅）
11	海岸配水池	大津地内	石地地内（自動水質計）
12	岡田配水池	岡田地内	岡野町地内（自動水質計）
13	全体配水池	山中地内	栃ヶ原地内（自動水質計）
14	高尾配水池	門出地内	門出地内（自動水質計）
15	大野配水池	石黒地内	石黒地内（自動水質計）
16	刈羽配水池	割町新田地内	寺尾地内（個人宅）
17	油田配水池	油田地内	油田地内（個人宅）

(2) 原水

各浄水場の着水井（入口）で検査を行います。

(3) ダム水源

赤岩・谷根・川内ダムの湖水及び流入地点で水質調査を行います。



赤岩ダム採水作業

配水系統と検査地点図

配水系統

赤坂山浄水場

川内浄水場

砂田浄水場

西山配水池

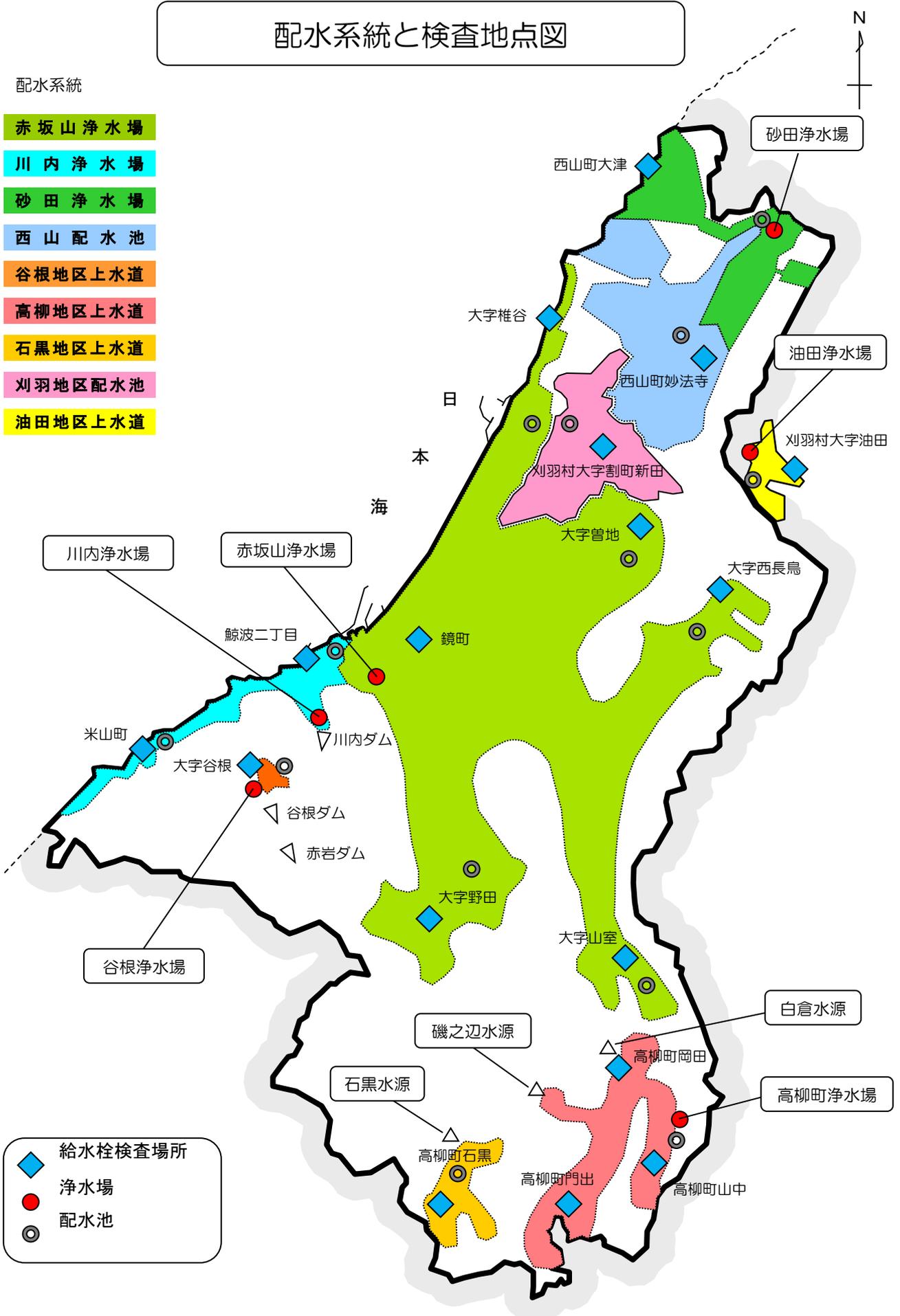
谷根地区上水道

高柳地区上水道

石黒地区上水道

刈羽地区配水池

油田地区上水道



5 水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において、実施する検査項目とその頻度及び設定理由は、以下の表に示すとおりです。

(1) 水質基準項目及び検査頻度

定期に実施する浄水及び原水の検査項目、頻度は次表のとおりです。

番号	水質基準項目	基準値 mg/L	検査頻度		設定理由等
			浄水	原水	
			給水柱水	浄水場入口	
1	一般細菌	1ml中 100個以下	月1回	年4回	病原生物の 代替指標菌
2	大腸菌	検出されないこと			
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	年4回	水道水の安全性を確認するため、水道法に基づく基本の頻度で検査します。
4	水銀及びその化合物	0.0005以下			
5	セレン及びその化合物	0.01以下			
6	鉛及びその化合物	0.01以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下			
8	六価クロム化合物	0.02以下			
9	亜硝酸態窒素	0.04以下			
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下			
12	フッ素及びその化合物	0.8以下			
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下			
14	四塩化炭素	0.002以下			
15	1,4-ジオキサン	0.05以下			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下			
17	ジクロロメタン	0.02以下			
18	テトラクロロエチレン	0.01以下			
19	トリクロロエチレン	0.01以下			
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005P以下	年1回		
21	ベンゼン	0.01以下	年4回		
22	塩素酸	0.6以下	6月から11月は(月1回)	—	水道法に基づく基本の頻度で年4回検査します。塩素酸は消毒剤の適正管理のため、上昇時期
23	クロロ酢酸	0.02以下	年4回	—	
24	クロロホルム	0.06以下			
25	ジクロロ酢酸	0.03以下			
26	ジブromokロメタン	0.1以下			
27	臭素酸	0.01以下			

28	総トリハロメタン	0.1 以下	年4回	—	は月1回検査します。 (消毒副生成物)	
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下				
30	プロモジクロロメタン	0.03 以下				
31	プロモホルム	0.09 以下				
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下				
33	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	年4回	年4回	水道水の性状確認のため、水道法に基づく基本の頻度で検査します。アルミニウムは水道用資材の付加等を考慮して月1回の検査とします。	
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	月1回			
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	年4回			
36	銅及びその化合物	1.0 以下				
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下				
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下				
39	塩化物イオン	200 以下	月1回			月1回
40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 以下	年4回			年4回
41	蒸発残留物	500 以下				
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下				
43	ジェオスミン	0.00001 以下	6月から11月 (月1回)		臭気発生の時期に合わせて検査します。	
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下				
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	年4回	年4回	水道水の性状確認のため、水道法に基づく基本の頻度で検査します。	
46	フェノール類	0.005 以下				
47	有機物(全有機炭素の量)	3 以下	月1回	月1回		
48	pH値	5.8 以上 8.6 以下		—		
49	味	異常でないこと		—		
50	臭気	異常でないこと		—		
51	色度	5 度以下		月1回		
52	濁度	2 度以下		月1回		
備考	番号 22 から 32 までは消毒副生成物のため、また、番号 49 は未処理のため、原水での検査は行いません。					

(2) 毎日検査項目

給水栓において、1日1回検査することが義務付けられている項目です。

番号	検査項目	評価	検査頻度
1	色	異常なし	毎日
2	濁り	異常なし	毎日
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1 mg/L 以上	毎日

(3) 水質管理目標設定項目及び検査頻度

今後、水道水中で検出される可能性があり、水質管理上留意すべき項目です。将来にわたって水道水の安全性を確保するために検査を行います。

番号	目標設定項目	目標値 mg/L (P: 暫定値)	検査頻度		備考
			浄水	原水	
			浄水場 出口	浄水場 入口	
1	アンチモン	0.02 以下	—	年2回	金属類 無機物
2	ウラン	0.002P 以下	—		
3	ニッケル	0.02 以下	年2回		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	年2回	一般有機物
8	トルエン	0.4 以下	—		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 以下	—		
13	ジクロロアセトニトリル	0.01P 以下	年2回	—	消毒副 生成物
14	抱水クロラール	0.02P 以下		—	
15	農薬類	1 以下	—	年2回	農薬
16	残留塩素	1 以下	年2回	—	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10~100 以下	—	年2回	味
18	マンガン	0.01 以下	—		着色
19	遊離炭酸	20 以下	年2回		味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	—		臭気
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 以下	—	年2回	一般有機物
22	有機物等	3 以下	—	年2回	味
23	臭気強度 (TON)	3 以下	年2回		臭気
24	蒸発残留物	30~200 以下	—		味
25	濁度	1 度以下	—		基礎的性状
26	pH値	7.5 程度	年2回		腐食
27	腐食性(ソグ リア指数)	-1~0		—	消毒効果指標
28	従属栄養細菌	集落数 2000P 以下	—	—	消毒効果指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	年2回	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	年2回	—	金属類
備考	<p>1 番号 15 の農薬類は、使用状況(種類、流通量、使用時期)を踏まえて33項目について検査を行います。目標値は、各農薬の検出値と目標値との比の総和で、単位はありません。</p> <p>2 「—」は、検査を行いません。</p>				

(4) クリプトスポリジウム検査

原水の糞便汚染を確認するため、各浄水場の着水井（入口）でクリプトスポリジウム・ジアルジア検査及びクリプトスポリジウム指標菌検査を行います。

なお、クリプトスポリジウム指標菌とは、大腸菌及び嫌気性芽胞菌のことです。また、ろ過設備を有する施設は、ろ過池等の出口の濁度を0.1度以下に維持しています。

検査地点	検査頻度		
	クリプトスポリジウム・ジアルジア	クリプトスポリジウム指標菌	
赤坂山浄水場	年1回	年3回	
川内浄水場	年1回	年3回	
谷根浄水場	年1回	年3回	
砂田浄水場	年4回	年12回	
高柳地区上水道	高柳町浄水場	年1回	年4回
	白倉水源	年4回	年12回
	磯之辺水源	年4回	年12回
石黒水源	年4回	年12回	
油田浄水場	年1回	年4回	

(5) 放射性物質検査

厚生労働省の通知（平成24年3月5日 健水発0305号第2号）を受け、放射性物質の検査を基幹浄水場である赤坂山浄水場の原水及び浄水について、3か月に1回検査を行います。また、高柳地区、石黒地区、油田地区上水道は、年1回原水の検査を行います。

(6) ダイオキシン類検査

赤坂山浄水場の浄水において、年1回検査を行います。

(7) ダムの水質調査等の自己検査

水道原水となるダム水の状態を確認するため、以下の項目について4月から11月の間、自己検査を行います。

水質項目	赤岩ダム	谷根ダム	川内ダム	蛇喰沈砂池	検査頻度
水温	○	○	○	—	年8回 （臭気発生時は検査頻度を増やす）
pH値	○	○	○	—	
溶存酸素（DO）	○	○	○	—	
臭気	○	○	○	—	臭気発生に合わせて行う
カビ臭物質 （ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）	○	○	—	○	

また、水道管末水において管理が必要となる塩素酸やアルミニウムについても、定期的に水質検査を行います。

6 水質検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法「水道基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（最終改正 令和6年3月21日厚生労働省告示99号）」等によって行います。

7 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合で水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

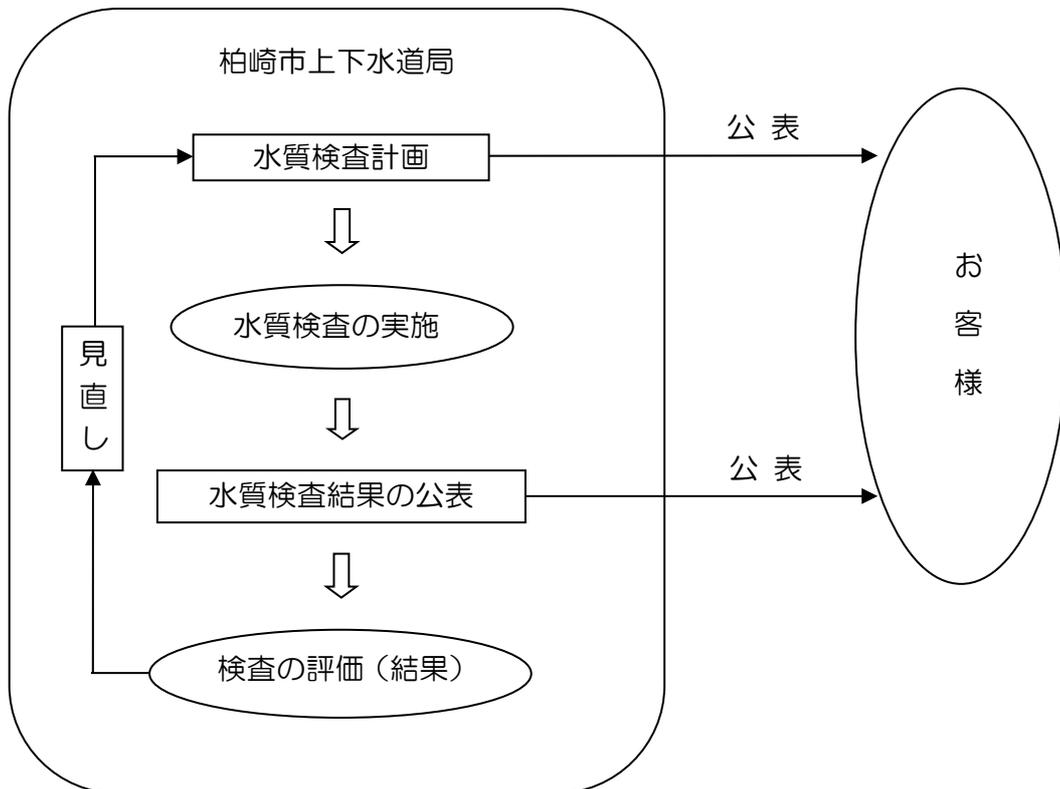
- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他、特に必要があると認められるとき

8 水質検査の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果を柏崎市ホームページ等で公表します。

なお、水質検査計画については毎年見直しを行い、状況に応じてそのつど改正します。

水質検査計画の公表と見直し



9 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の精度と信頼性を確保するため、国土交通大臣及び環境大臣の登録機関に検査を依頼するとともに、立ち入り調査による検査体制、測定機器の確認や環境省統一試料調査結果の収集を行います。

10 関係者との連携

新潟県等関係機関と連絡調整を図りながら、水道水の安全性の確保に努めます。

水質検査結果表（水質基準）

番号	水質基準項目	基準値 mg/L	年間最高値（給水栓） mg/L				
			柏崎地区	西山地区	高柳地区	刈羽地区	油田地区
1	一般細菌	1ml中 100 個以下	0 個/ml	0 個/ml	0 個/ml	0 個/ml	0 個/ml
2	大腸菌	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	<0.001	0.001	<0.001	0.002	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.4	0.4	0.4	0.3	<0.1
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	<0.08	<0.08	0.16	<0.08	<0.08
13	ホウ素及びその化合物	1.0 以下	<0.02	<0.02	0.06	<0.02	<0.02
14	四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6 以下	<0.06	<0.06	0.09	<0.06	0.30
22	クロロ酢酸	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06 以下	0.015	0.019	0.003	0.016	0.002
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.008	0.005	<0.003	0.007	<0.003
25	ジブromクロロメタン	0.1 以下	0.003	0.004	0.009	0.003	0.003
26	臭素酸	0.01 以下	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1 以下	0.025	0.031	0.020	0.026	0.008
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.010	0.014	<0.003	0.012	<0.003
29	ブromジクロロメタン	0.03 以下	0.008	0.009	0.006	0.008	0.002
30	ブromホルム	0.09 以下	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	0.001

31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.02	0.03	0.06	0.03	0.07
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	0.03	<0.03	<0.03	0.03	0.14
35	銅及びその化合物	1.0 以下	0.01	0.02	<0.01	<0.01	0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	7.7	8.1	19.7	8.0	14.6
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
38	塩化物イオン	200 以下	15.3	14.9	21.9	14.7	23.4
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下	24	24	73	23	29
40	蒸発残留物	500 以下	75	84	200	69	153
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジオスミン	0.00001 以下	0.000003	0.000003	0.000001	0.000003	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000002	0.000001	<0.000001	0.000001	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物（全有機炭素の量）	3 以下	0.7	0.7	0.4	0.7	<0.3
47	pH値	5.8 以上 8.6 以下	7.5	7.5	7.7	7.5	7.3
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5 度以下	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.8
51	濁度	2 度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.2
備考	1 令和5（2023）年4月から令和8（2026）年2月までの最高値です。 2 <は、未満値を示します。						

この水質検査計画に対するご意見等ございましたら、下記までご連絡ください。

問い合わせ先 柏崎市上下水道局 施設維持課
赤坂山浄水場 浄水維持係

〒945-0845 柏崎市新赤坂一丁目1番62号
TEL 22-0007 FAX 22-0169
Eメールで kw-shisetsu@city.kashiwazaki.lg.jp